

○稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付要綱

平成28年3月31日

告示第13号

改正 平成28年9月30日告示第56号

平成31年3月27日告示第13号

(通則)

第1条 稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金(以下「助成金」という。)の交付については、稲敷市補助金等交付規則(平成17年稲敷市規則第35号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(目的)

第2条 助成金は、本市において住宅を取得し定住する若年夫婦世帯を助成することにより、人口減少を抑制するとともに定住及び三世代同居を促進し、もって活力ある地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、独立した生活を営むことができるものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅(併用住宅で延床面積の2分の1以上を居住の用に供するものを含む。)をいう。
- (2) 新築住宅 新たに建築される住宅又は建築後使用されたことのない工事完了の日から起算して2年以内の住宅をいう。
- (3) 定住 相当の期間居住する意思をもって、自己又は同居する者の所有(共有を含む。)する住宅に住居を定め、かつ、住民基本台帳に記載されており、生活実態があることをいう。
- (4) 取得 自己の居住の用に供するために、市の区域内に住宅を新築し、又は新築住宅を購入し、所有権を取得することをいう。
- (5) 若年夫婦世帯 住民基本台帳に記載されている世帯で、取得日の属する年度の4月1日において、本人又はその配偶者が40歳未満である世帯をいう。
- (6) 子育て世帯 住民基本台帳に記載されている世帯で、取得日の属する年度の4月1日において、未就学の子(妊娠13週目以降の場合を含む。)と同居し、養育している世帯又は第7条に規定する交付申請時において、未就学の子(妊娠13週目以降の場合

を含む。)が属する世帯をいう。

(7) 転入 転入日から起算して過去2年間、市の住民基本台帳に記載されていないものが市内に定住することをいう。

(8) 転入世帯 住民基本台帳に記載されている世帯で、若年夫婦世帯に属するすべての者が転入したものをいう。

(9) 親世帯 若年夫婦世帯の親が属する世帯をいう。

(10) 三世代同居 若年夫婦世帯かつ子育て世帯及び親世帯の三世代以上が市内で同居又は市内の別の住宅に居住することをいう。

(対象住宅)

第4条 助成金の交付対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 平成28年4月1日から平成32年3月31日までに市内で取得したものであること。

(2) 専用住宅又は併用住宅であつて、新築又は売買により取得したものであること。ただし、相続、贈与その他対価を伴わない事由により取得した場合を除く。

(3) 当該住宅の表示、所有権の保存又は移転の登記がなされていること。

(4) 専用住宅にあつては床面積、併用住宅にあつては専ら自己の住居の用に供される部分の床面積が60平方メートル以上であること。

(5) 2親等以内の親族から購入したものでないこと。

(交付対象者)

第5条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、助成金の交付対象は1世帯につき1回、1住宅限りとする。

(1) 若年夫婦世帯の世帯員であること。

(2) 取得した住宅に係る所有者(対象住宅の所有者が共有に係るものである場合は、当該共有者の内から選任された代表者1人)であること。

(3) 申請日現在において、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)と申請者と同一世帯に属する全ての者及び親世帯に属する全ての者が市税(国民健康保険税を含む。)に滞納がないこと。

(4) 助成金の交付申請時において若年夫婦世帯及び親世帯が定住していること。

(5) 申請者、申請者と同一世帯に属する者及び親世帯に属する者が稲敷市暴力団排除条例(平成23年稲敷市条例第11号)第2条第2号及び第3号の規定に該当する者でないこと。

2 転入世帯にあつては、前項の規定に加えて、住宅の取得日から起算して2年以内に転入しているものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、次表のとおりとする。ただし、取得に要した額の2分の1を超えないものとする。

住宅の種別	世帯の種別	助成金の額
新築住宅	若年夫婦世帯	20万円
	若年夫婦世帯かつ子育て世帯	60万円
	若年夫婦世帯かつ転入世帯	60万円
	若年夫婦世帯かつ子育て世帯かつ転入世帯	100万円
	若年夫婦世帯かつ子育て世帯かつ三世代同居世帯	100万円
	若年夫婦世帯かつ子育て世帯かつ転入世帯かつ三世代同居世帯	140万円

(交付申請)

第7条 助成金を受けようとする者は、稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

ただし、申請できる期限は、住宅の取得日から起算して1年以内とする。

- (1) 当該住宅に居住する者の住民票の写し(発行日から1箇月以内のもの)
- (2) 助成対象住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書(発行日から1箇月以内のもの)
- (3) 建築確認済証の写し
- (4) 建築完了検査済証の写し
- (5) 当該住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (6) 稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付・評価に係る調査同意書(様式第2号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 三世代近居に伴う助成金を受けようとする者は、前項各号の他に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 親世帯の住民票の写し(発行日から1箇月以内のもの)
- (2) 助成金を受けようとする40歳未満の本人及びその配偶者の戸籍全部事項証明書(発行日から1箇月以内のもの)
- (3) 親世帯の構成員に係る稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交

付・評価に係る調査同意書

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の交付申請があったときは、助成金の交付の適否を審査し、その交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項の規定により当該助成金の交付を決定した場合にあっては、市長はその額についても併せて決定するものとし、また適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付又は不交付を決定したときは、稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、第8条第1項の規定により交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により助成金を返還させるときは、稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金返還通知書（様式第6号）により、当該助成金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに助成金を市長に返還しな

ければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第56号）

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第13号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

稲敷市長 様

申請者(所有者)住 所 稲敷市

氏 名 ㊟
(電話番号 — —)

稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付申請書

稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付要綱第7条の規定により、添付書類を添えて申請します。

住宅の所在地	稲敷市					
住宅の所有関係	1. 単独名義		2. 共有名義			
	共有者住所					
	共有者氏名(申請者との続柄)		()			
取得状況	1. 新築		2. 建売住宅購入			
住宅の種類	1. 専用住宅		2. 併用住宅			
住宅の床面積	m ² (併用住宅の場合：内住居部分 m ²)					
住宅の建築日	年		月		日	
住宅の取得日	年		月		日	
住宅の取得価格	円					
住宅の購入先	1. 親族ではない		2. 親族である(続柄)			
申請者	氏 名	生年月日		年齢	歳	
配偶者	氏 名	生年月日		年齢	歳	
未就学の子	氏 名	生年月日		年齢	歳	
新住居への住民登録日	申請者	年		月	日	
	配偶者	年		月	日	
前住所地	申請者	1. 市内		2. 市外()		
	配偶者	1. 市内		2. 市外()		

未就学の子の欄について、妊娠中の場合は氏名欄は妊娠中、生年月日には出産予定日を記入ください。

【三世代同居】

三世代同居の有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 同一住宅に居住 <input type="checkbox"/> 市内の別の住宅に居住) <input type="checkbox"/> 無					
親世帯	氏 名	生年月日		続柄		
	氏 名	生年月日		続柄		
親世帯の住所地(※別住宅のみ記載)	稲敷市					
親世帯の住日	年		月		日	

※添付書類(裏面に表示)とともに申請願います。

※ 添付書類

1. 当該住宅に居住する者の住民票の写し(発行日から1箇月以内のもの)
2. 助成対象住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書(発行日から1箇月以内のもの)
3. 建築確認済証の写し
4. 建築完了検査済証の写し
5. 当該住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
6. 稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付・評価に係る調査同意書(様式第2号)
7. その他市長が必要と認める書類

●三世代同居に該当される方は、下記の書類も併せて提出願います。

1. 親世帯の住民票の写し(発行日から1箇月以内のもの)
2. 助成金を受けようとする40歳未満の本人及びその配偶者の戸籍全部事項証明書(発行日から1箇月以内のもの)
3. 親世帯の構成員に係る稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付・評価に係る調査同意書(様式第2号)

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

稲敷市長 様

住 所 稲敷市

申請者氏名 ㊟

配偶者氏名 ㊟

世帯員氏名 ㊟

世帯員氏名 ㊟

世帯員氏名 ㊟

世帯員氏名 ㊟

稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金交付・評価に係る調査同意書

稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金の交付申請にあたり、私及び私の世帯員に関し、稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金交付要綱第5条及び第11条第1項の規定に関する事項について、貴職が関係機関及び関係各課に調査・照会を行うことに同意します。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

稲敷市長



稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金について、稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付の決定	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
不交付の理由 (不交付の場合)	

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

稲敷市長 様

住 所 稲敷市

氏 名 ㊟

稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金について、稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

1 交付請求金額

金 _____ 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※申請者が口座名義人となっているものに限りません。

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

稲敷市長



稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付を決定した稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、稲敷市若年夫婦及び三世代同居マイホーム取得支援助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 取消額 _____ 円
- 3 取消後の交付決定額 _____ 円
- 4 取消しの理由

様式第6号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

稲敷市長



稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金返還通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定を取り消した稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金について、稲敷市若年夫婦及び三世同居マイホーム取得支援助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- | | |
|----------|---------|
| 1 交付決定額 | _____円 |
| 2 既交付額 | _____円 |
| 3 返還すべき額 | _____円 |
| 4 返還期限 | 年 月 日まで |

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第11条関係)

様式第6号 (第12条関係)